

会費納入規程

平成1年4月1日 制定
令和2年3月19日 最終改定

(総則)

第1条 定款第7条の会費は、本会の正会員の相互扶助、共益の事業及び法人の管理活動のために使用するものとし、本会の指定する金融機関口座を経由して納入するものとする。ただし、賛助会員会費については、本会の指定する金融機関口座または会計担当に直接納入することとする。

(会費)

第2条 会費は、次のとおりとする。

1. 正会員 12,000円(年額)
賛助会員団体1口 25,000円(年額)
2. 診療放射線技師籍登録初年度内の入会者に限り初年度会費額を5,000円とする。
3. 名誉会員は、会費を免除される。

(期限)

第3条 会費の納入期限は、当該年度の9月30日とする。
ただし、新入会及び年度途中の入会者はこの限りではない。

(退会)

第4条 退会者は当該年度までの会費を納めるものとする。
また、退会までの未納会費は本会への債務として残存する。

(長期療養者等の免除)

第5条 本会正会員で療養のため1年以上離職した者は、本規程の定めるところにより、定款7条に定める会費(以下会費という)免除の取扱いをうけることができる。

第6条 前5条の規程に基づき、会費免除の取扱いを受けようとする者は、技師会にその旨を申請するものとする。この手続きは、所定の様式に証明書等を添えて行うものとする。

(期限)

第7条 本規程に基づく会費の免除は2カ年を超えないものとする。

(会費の終身免除)

第8条 25年または30年勤続表彰受賞者で25年以上継続して正会員であった者で55歳以上の会員は、100,000円を本会に納付し、その旨を申請することにより、翌年度以降の会費を終身にわたって免除されるものとする。この手続きは、所定の様式を添えて行うものとする。

第9条 50年勤続表彰受賞者で35年以上継続して正会員であった者は、翌年度以降の会費は終身にわたって免除されるものとする。

第10条 本規程第8条、第9条の条件に相当する会員及び特別寄付等を行っている会員に関しては、常務理事会で審議のもと理事会の承認を経て、翌年以降の会費を終身にわたって免除されるものとする。

(その他の免除)

第11条 本会正会員は、前条までに定めるものの他、出産・育児・介護・海外勤務等のやむをえない事情による場合には、会費免除の取扱いを受けることができる。この手続きは、所定の様式を添えて行うものとする。

第12条 災害による被災の場合は第1条にかかわらず災害の程度によって免除期間を決定するものとする。

第13条 技師籍登録後直ちに大学院等に進学し、就学後入会する場合初年度会費は、所定の手続きをすることにより、減免の取扱いを受けることができる。

(改廃)

第14条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て、総会にて報告しなければならない。

附則

この規程は、平成1年4月1日より施行する。

この規程は、平成24年4月1日より一部改正施行する。

この改正は、一般社団法人への移行の登記の日から実施する。

この規程は、平成27年4月1日より一部改正施行する。

この規程は、令和2年3月19日より一部改正施行する。